

記者発表資料
平成25年1月17日
水産業振興課
担当者：千葉、武川（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う マダラの出荷制限の解除について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年5月2日付けで出荷制限が指示されていた宮城県沖の全海域におけるマダラについて、下記のとおり解除されましたのでお知らせします。

なお、1尾の重量が1キログラム未満のマダラについては、既に平成24年8月30日付けで出荷制限が解除されており、今回の解除で全てのマダラの出荷制限が解除されました。

記

1 出荷制限解除の内容

- (1) 対象魚種 1尾の重量が1キログラム以上のマダラ
- (2) 対象海域 宮城県沖の全海域